

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和7年4月1日時点)

所管局：都民安全総合対策本部

機関名称	東京都子供・若者支援協議会
機関種別	附属機関
設置根拠法令等	子ども・若者育成支援推進法第19条第1項
設置年月日	2014-03-03
機関の目的・所掌内容	社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため、関係機関との連携、調査研究、広報啓発等の推進を図る。
委員数	31 名 (うち、女性委員数 7 名)
会議公開	公開
会議非公開理由	
議事録公開	公開
議事録非公開理由	
備考	
HPのURL	https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/tomin_anzen/about/kai gi/jakunen-shien/kowakasienkyougikai/
問い合わせ先	都民安全総合対策本部 総合推進部 若年支援事業課 電話番号：03-5388-3172